

2026年2月3日
〔第2.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概 要

1. 法人名等

法人名	学校法人家学習院
法人代表者	理事長学習院長 耀 英一
担当部署	総務部総務課
お問い合わせ先	03-5992-1191

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

- ①担当部署：遵守状況の点検、報告書の作成
↓附議
- ②常務会／科長会議：遵守状況の確認・了承
※監事：両会議に出席し、報告書（案）記載内容について妥当性の確認
↓報告
- ③理事会／評議員会：遵守状況の報告
↓公表・報告
- ④ステークホルダーへ公表、私立大学連盟へ報告

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の basic 理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に 係る説明	遵守原則 1－1 及び 1－2 のとおり、学校法人学習院校規第 3 条に定める目的「教育基本法及び学校教育法に基づき、学習院学則の定めるところにより、幼児の保育から大学教育にわたって、一貫した教育を行うこと」に基づき、自主性及び独立性を確保しつつ、自律的に法人を運営している。

遵守原則 1－1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」
遵守原則の遵守状況に 係る説明	コードの記載通りの方策によって遵守している 中期計画「学習院VISION150」を策定し、更なるガバナンス機能の向上を目指すとともに、その進捗管理及び実施結果を公表し、幅広いステークホルダーから理解を得られるよう努めている。

遵守原則 1－2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」
遵守原則の遵守状況に 係る説明	コードの記載通りの方策によって遵守している 院長等の業務執行範囲、役職ごとの選解任過程並びに責任者及び各組織の役割や権限等について規程に定めて明確化している。また、内部統制システム整備の基本方針や学習院校規を整備するなどし、ガバナンス機関がそれぞれの立場で独立して意見を述べ、情報交換を行える仕組みを創出することで、建設的な協働と相互けん制を有効に機能させ、自主性・独立性を確保している。

基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に 係る説明	遵守原則 2－1 及び 2－2 のとおり、多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とその成果を通じて社会・地域に貢献している。

遵守原則 2－1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に 係る説明	中期計画「学習院VISION150」で時代や社会の変化を踏まえたミッション・ビジョンを策定するとともに、両大学において 3 ポリシーの実質化を図ることで、教育研究活動を向上させ、有為な人材を育成している。

遵守原則 2－2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に 係る説明	中期計画に基づき大学ごとに社会・地域貢献に係る方針を定め、各種一般向け講座、ボランティア活動・地域課題解決等を目的とする地域連携プログラム等の仕組みを通じ、両大学が社会・地域と連携し、諸課題に取り組んでいる。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に関する説明	遵守原則 3－1、3－2 及び 3－3 のとおり、法令を遵守し、健全な大学運営を行う体制を整備するとともに、積極的な情報公開を行い、信頼性及び透明性の確保に努めている。

遵守原則 3－1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に関する説明	学校法人学習院監事監査規程等の定めに基づき、監事の独立性の確保、監事の支援体制の整備及びそれらの改善を行い、監視・監督機能の強化を図ることで、理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化を実現している。また、会計監査人の選任過程を明確化するとともに、会計監査人が役員等と意見交換する場を設けるなどし、会計監査人機能の実質化を図っている。これらの取り組みにより、常に法令を遵守し、社会からの理解と信頼の確保及び社会貢献に努めている。

遵守原則 3－2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関する不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に 係る説明	<p>①理事の選任方法の開示、重要事項の理事会への報告体制の整備等、コンプライアンスに則った体制整備を行い、学校法人の執行体制の実質化を図っている。②監事及び評議員の選解任過程の透明化、評議員が理事会に対して意見ができる仕組の整備、三様監査体制の確立、重要事項の報告体制の整備等により、監視・監督体制の実質化を図っている。③内部監査室の設置、内部統制システム整備の基本方針の策定、諸規程の整備等により有効な内部統制体制を確立し、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めている。④諸規程を整備し公開することにより有効な内部通報制度を確立している。</p> <p>以上の取り組みにより、社会からの信頼確保に努めている。</p>

遵守原則 3－3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るために、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に 係る説明	情報公開に関する規程、ガイドライン等を定め、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度を整備している。また、情報を公開するにあたり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図っている。

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に 係る説明	遵守原則 4－1 及び 4－2 のとおり、大学における教育・研究活動の維持、継続及び発展に努め、本院の使命を果たしている。

遵守原則 4－1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようとする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に 係る説明	理事及び評議員に多様な外部人材を登用するとともに、会議資料の事前送付や研修機会の提供等を通じて、理事会及び監事、評議員会等の機能の実質化を図ることで、自律的な大学運営を行っている。

遵守原則 4－2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようとする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に 係る説明	①学校法人会計基準に従った会計帳簿を適時・正確に作成し、監事及び会計監査人の監査結果とともに、財政及び経営の状況について開示している。②学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図っている。③定期的なリスク評価・管理等により危機等の発生の未然防止に努めるとともに、危機等発生時のマニュアルを整備し、有効な危機管理体制を拡充している。 以上の取り組みにより、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行い、教育研究活動の継続性を実現している。